

平成31年4月第1回八街市議会臨時会会議録

1. 開議 平成31年4月25日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 小川 喜敬
- 2番 山田 雅士
- 3番 小澤 孝延
- 4番 角 麻子
- 5番 鈴木 広美
- 7番 小菅 耕二
- 8番 石井 孝昭
- 9番 桜田 秀雄
- 10番 林 修三
- 11番 山口 孝弘
- 12番 小高 良則
- 13番 川上 雄次
- 14番 林 政男
- 15番 新宅 雅子
- 16番 加藤 弘
- 17番 京増 藤江
- 18番 丸山 わき子
- 19番 小山 栄治
- 20番 木村 利晴

1. 欠席議員は次のとおり

- 6番 服部 雅恵

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

| | | |
|--------------|----|------|
| 市 | 長 | 北村新司 |
| 副 | 市長 | 鵜澤広司 |
| 総務部長 | | 大木俊行 |
| 総務部参事(事)財政課長 | | 會嶋禎人 |
| 市民部長 | | 和田文夫 |
| 国保年金課長 | | 吉田正明 |

・連絡員

総務部参事(事)秘書広報課長 鈴木正義
総務課長 片岡和久
社会福祉課長 日野原広志

.....

○教育委員会

・議案説明者

教育長 加曾利佳信
教育委員会教育次長 関貴美代
教育総務課長 川名弘晃

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長 水村幸男
副主幹 中嶋敏江
主査 須賀澤勲
主査 嘉瀬順子
主査補 吉井博貴
主任主事 村山のり子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程

平成31年4月25日(木) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案の上程
議案第1号から議案第6号
提案理由の説明
質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（木村利晴君）

開会に先立ち、申し上げます。

北村市長から発言を求められておりますので、これを許します。

○市長（北村新司君）

平成31年4月1日付の人事異動に伴い、新たに部長職及び課長職となりました職員の紹介をいたします。

総務部参事（秘書広報課長事務取扱）、鈴木正義でございます。

○総務部参事（事）秘書広報課長（鈴木正義君）

鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

総務部参事（財政課長事務取扱）、會嶋禎人でございます。

○総務部参事（事）財政課長（會嶋禎人君）

會嶋でございます。よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

議会事務局長、水村幸男でございます。

○議会事務局長（水村幸男君）

水村でございます。よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

教育委員会教育次長、関貴美代でございます。

○教育次長（関 貴美代君）

関でございます。よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

市民部子育て支援課長、高山由美子でございます。

○子育て支援課長（高山由美子君）

高山でございます。よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

建設部都市整備課長、和田暢祥でございます。

○都市整備課長（和田暢祥君）

和田でございます。よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

教育委員会社会教育課長（中央公民館長事務取扱）、小川正一でございます。

○社会教育課長（事）中央公民館（小川正一君）

小川でございます。よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

教育委員会図書館長、中澤ゆかりでございます。

○図書館長（中澤ゆかり君）

中澤でございます。よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

以上で紹介を終わらせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（木村利晴君）

本日、平成31年第1回八街市議会臨時会はここに開会される運びとなりました。

この臨時会は議案6件が提出されることになっています。慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう期待いたしますとともに、議会運営につきましてもご協力をお願いいたしまして、開会のご挨拶といたします。

ただいまから平成31年第1回八街市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、この臨時会は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者は配付のとおりです。

次に、4月17日までに受理した陳情1件につきましては、その写しを配付しておきました。

次に、監査委員から2月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている報告3件が議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第104条の規定により議会の代表として出席した会議等は配付のとおりです。

次に、本日の欠席の届け出が服部雅恵議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第88条の規定により、小澤孝延議員、角麻子議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。会期は本日1日に決定いたしました。

日程第3、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第6号を一括議題とし、討論及び採決は分割して行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号から議案第6号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日ここに平成31年4月第1回八街市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともご多用のところご参集いただき、誠にありがたく、お礼申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、昨日ご逝去されました小出義雄様に謹んで哀悼の意を表しますとともに、ご遺族の皆様に対し心からお悔やみを申し上げます。

それでは、提案いたしました各議案につきましてご説明申し上げます。

本臨時会に提案いたしました案件は、専決処分の承認を求める案件4件、契約の締結についての案件2件の合計6議案でございます。

議案第1号から議案第4号は、特に緊急を要するため市議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したことについて、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

それでは、各議案ごとにご説明いたします。

議案第1号は、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、地方税法等の改正によるふるさと納税に係る控除対象の見直し、軽自動車のグリーン化特別の見直し等につきまして、所要の改正を行うものでございます。

議案第2号は、八街市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、地方税法等の改正に伴う引用条文の変更につきまして、所要の改正を行うものでございます。

議案第3号は、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、国民健康保険税の軽減判定所得額を見直し、低所得者の軽減措置の拡充を図るため、所要の改正を行うものでございます。

議案第4号は、八街市役所第1庁舎耐震補強等工事の変更契約の締結についてでございます。これは、庁舎耐震補強工事等補強等工事において、工事施工中に設計図書と現場の相違が生じたことによる工事内容の変更及び市の行事等により作業時間が限定されたことに伴う工期の延長について、変更契約を締結するものでございます。

議案第5号は、八街市立小学校空調設備設置に伴う機械設備工事の請負契約の締結についてでございます。この工事につきましては、一般競争入札の結果、株式会社八光電気工業が3億6千158万4千円で落札いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

議案第6号は、八街市立小学校空調設備設置に伴う電気設備工事の請負契約の締結についてでございます。この工事につきましては、一般競争入札の結果、株式会社八光電気工業が1億5千854万4千円で落札いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木村利晴君）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第1号から議案第6号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、これから質疑、討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。

これから議案第1号から議案第6号に対する質疑を行いますが、1人当たりの質疑時間は40分とし、質疑回数の制限は設けません。

質疑を許します。質疑はありませんか。

○小高良則君

おはようございます。

それでは、議案第1号よりお伺いいたします。

議案第1号におきまして、過度の返礼品に対しましては控除対象外とするというような文言がございます。これに対して、品目が今後どのように変わっていくのかなということが危惧されます。一部話を聞いておりますと、ジンジャーエールが、加工が市外であったり、また、ニンジンジュース等も品目からふるさと納税返礼品から外されたという話をちょっと耳にしました。そこまで細かく考えていきますと、じゃあ、落花生の返礼品に対して梱包、包装資材は対象産品としてどうなのかなと、それを考えたときに、ジンジャーエールであったりも、それは国の方にしっかり説明して、ふるさと納税返礼品に入れるべきじゃないかと私は考えるところではありますが、この件に関しての見解をご説明いただきたい。

○総務部参事（事）財政課長（會嶋禎人君）

この4月に、国から一応、指針というか、方針が出されました。その結果、今お話にありましたジンジャーエール、それから、ニンジンジュース、こちらは今後6月から新しい登録の形が整いますので、その段階から再開していこうと、今、手続を進めているところでございます。

○小高良則君

八街でも力を入れている産品でありますので、販売実績も確実に増えております。私もかなり使わせていただいているところですが、味も風味も格別ですので、ぜひ全国の方にご利用いただきたいと思います。継続していただけるということなので安心しました。

続いて、議案第5号、第6号、小学校空調設備に伴う機械整備工事、また、これは、第5号、第6号は関連がありますので、電気工事設備の請負契約についてもお伺いさせていただきたいところですが、まず最初に、直前でPPP、PFIの勉強会があったわけですが、今回、その検討はされたと思います。その検討の中で今回の形に至った経緯等を説明いただけれ

ばと思います。

○教育総務課長（川名弘晃君）

ご質問の発注形態と申しますか、そういったところだと思っておりますけれども、リース方式等もそのほかにもございますが、そういった中で検討した中でなぜこう直接契約というような形になったのかと申しますと、基本的に経費の問題もあります、夏までに確実に整備を行いたいというのがまず念頭にございましたので、これを確実に行うためには直接の一般競争入札でやるのが一番確率的には高いだろうと経費の問題もありますので、あと、市内の職員体制等も含めまして全体的に検討した結果、直接発注の方が有利だろうというような見解で、発注、今回の形となっております。

○小高良則君

工期の問題があるという話でしたが、自治体によっては工期であったり金額を抑えるためであったり、中学校、小学校のくくりでなく、各学校単位の入札を出したり、また、八街市内小学校9校で、例えば3ブロックに分けて発注している自治体もございました。今回、小学校を一括発注した工事費の節約になるかなというふうな見解もあるかもしれませんが、一概にエアコン工事に関しては、特段の技術等は設計があつて管理者がいてですから、工場製品を付けて配線していくわけですから、技術的にはそんなに難しいものだとは考えません。その中で一括発注したのはなぜか、お伺いいたします。

○教育総務課長（川名弘晃君）

今、議員さんが言われたとおり、技術的にはそれほどの技術が必要というふうに考えていないのは私どもも一緒でございます。ただ、期間的にキュービクルの箱物の発注については製作物になりますので、期間等もかかるというふうには考えております。そのほか、分けてということ、3校なり2校なり分けてやった方がということですが、こちらの方も、一括の方が逆に機器の調達等についても逆に有利になるのではないかなというふうに考えております。

○小高良則君

業者が一括仕入れすることによって、価格を安価に抑えることが仕入れの過程ではできるかなと思いますけれど、それが入札結果に直接反映するかというのは、多少私の中では疑問がございます。今回の落札率を見ましても、エアコン空調設備に関しては79.01パーセント、また、工事に対しては71.99パーセントと先般お聞きしました。この落札、さっきの落札率ですけれど、県の入札等だと予定価格に対して概ね3割カットぐらいというのが私の中では耳にしております。それからすると、半ば妥当に近いところで落札されているかなというふうに考えますが、まず、入札が何件あつて、この会社、八光さんはいいですけど、下の低入札、下のラインを決めたと思っておりますけれど、そのラインを超えてしまった業者というのは今回あつたのでしょうか。

○教育次長（関 貴美代君）

入札の関係になりますと、機械設備工事の入札が、応札者は4件ありました。電気設備工事

におきましては、応札者は8件ありました。そのうち、低入札価格ということで、小学校の両方とも低入札価格ということで、1社、低入札価格でございました。

○小高良則君

その1社は単純に下回ってしまったから失格にしてしまったのですか。

○教育次長（関 貴美代君）

その低入札価格者が今回落札されたということになりまして、低入札価格者におきましては調査基準の価格を下回ったということで、4月9日に入札参加資格委員会を行いまして審査した結果、適正に履行が可能であると判断されたため、決定されたということです。

○小高良則君

それがじゃあ、今回の八光さんだという認識にとれました。

それでは、その設計価格から低入札価格を算出するにあたった根拠ですね。先ほど、僕は県では3割程度と言ったんですけど、今回は3割より低いところに設定してあるわけで、その辺の根拠をお示しいただきたい。

○教育総務課長（川名弘晃君）

低入札価格と予定価格の間についてですが、今言われたように、県では3割ぐらいという話ですけども、市としてもそのぐらいの値にはなるんですけども、こちらの方につきましては、契約の担当の方が規定を決めておりまして、経費の何割、一般管理費とか現場管理費とか、そういったものの最低制限、失格価格になる金額とか低入札価格になる率を決めておりますので、そちらの経費掛ける、直工も含めてですけども、各経費にその率を掛けてトータルしたもので低入札価格、あるいは失格価格等を決めております。

○小高良則君

入札者においてはそれだけ努力していただいたということですね。大変よいのかなと思います。

ちょっと今の答弁の中で、担当課の方、ちょっと失礼な言い方をしたら先に謝っておきますけれど、今、八街市において、工事入札、また、請負を発注するにあたって、技術者だったり積算の専門家の専門知識、また、資格を持った人というのは八街市にいらっしゃいますか。

○教育総務課長（川名弘晃君）

積算技術屋さんというのは、実際には資格というものがあるかどうかもちよっとわかりませんが、建築士は実際に職員としております。そのほか、経験をもとに積算あるいは設計事務所に聞きながら積算の業務を行うことはあります。実際には積算屋さんとか図面が引けるとか、そういった設備関係については、数が少ないといないに等しいかなというふうには考えています。

○小高良則君

今の答弁をお聞きすると、市長にお願いしたいのは、やはり、八街は耐震工事とかいろいろ進んできましたけれど、そういう技術を持った職員も、やっぱり今後の採用も必要ですし、やっぱり育成も必要だと思うので、その辺はお願いしておきたいと思います。

続けます。そうすると、当初予算では1教室あたり500万円というのが設計費であったり、工事管理費から500万円の積算が来たと思います。川上小学校では252万円で1教室あたりできたという話でした。さまざまな自治体を見ても、かなり金額の温度差が開きがあるわけですが、今回、平らにしたときに、小学校で何教室あって、1教室あたり設計費、工事管理費、また、工事費、配線を入れた場合、1教室あたり単価は幾らぐらいになるのか、お伺いいたします。

○教育次長（関 貴美代君）

単価ということですが、入札後の整備費で計算されますと、8校で全部の教室で248教室整備いたします。そうしますと、整備費が5億6千108万4千200円、計算いたしますと、1教室になりますと226万円ということになります。

○小高良則君

この数字は、多分、近隣でもかなりお安くできているのかなと。誇る話ではないですけど、かなり業者サイドの努力してくれた数字かなというふうに認識します。いずれさまざまな人に私も心配されて、期待されて、またこういう金額的なものも聞かれるわけですが、そのときにしっかりと答えることができる金額に収まっているのではないかとというふうに考える次第でございます。

そこで、248教室あるわけですが、私が思ったのは、かなり古いエアコンがついていたり、保健室、パソコンルーム等にエアコンが設置されているのは皆さんの知っているとおりですが、かなり以前からついていた老朽化しているエアコンは今回、対象外になってしまったのか、お伺いいたします。

○教育次長（関 貴美代君）

現在、小学校で設置されているエアコンも含めまして、新規の設置と、あと、更新、全部含めましてやる予定であります。

○小高良則君

それは非常に安心しました。古いエアコンに関しては、かなりフィルターが汚れていて、稼働したときにカビ臭いとかほこりっぽいかという話も保護者の方から聞いていたので、よかったなと思います。

また、このエアコンの設置工事に関して、さまざまなケースがあると思いますが、天井型だったり天つり型だったり床置き式だったりあるんですが、今回はどのようなケースを選択されたのか、お伺いいたします。

○教育総務課長（川名弘晃君）

基本的には後付けということになりますので、教室の方につきましては天つり型のエアコンになります。それで、既存で天カセといわれるものがついているところについては、そのまま天カセ式の室内機で置き換えるというようなことで、設計の方を組んでおります。

○小高良則君

工事に関しまして、もう早期に着工しないと間に合わないと思うんですけど、現場事務所

だったり資材置場だったり、子どもたちの普段利用している場所も恐らくその中から確保しなくちゃいけないのかなと思うんですが、また、保護者だったり児童・生徒にしっかり周知していただきたいと思うんですが、その辺の安全対策等はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○教育次長（関 貴美代君）

今回の空調工事につきましては、今回のこの議会の中で承認いただけましたら早急に行いたいと考えております。5月の連休明けから8月の末までの4カ月間で工事を終了するようお願いしております。1学期間の学校の対応につきましては、学校行事、または、児童の安全確保ということで各工事業者及び小学校、また、教育委員会とも協議いたしまして、安全にやらせていただくようお願いしておりますので、よろしく申し上げます。

○小高良則君

この第1庁舎の耐震工事に関しては、業者はきめ細かく対応していただいて、事故なく外観もきれいに仕上がりました。その工事の過程においても、資材の散乱もなく、安全に終わったことはよかったですと私は思うんです。市内9校ある中でしっかりと安全に配慮して工事を進めていただければと考える次第ですが、工事を進めるにあたり、担当課なり担当者はどのような形で現場を見回る、管理というわけではなく管理者がいますから、管理者と協議しながらどのように見回っていくことを考えているのか、お伺いいたします。

○教育総務課長（川名弘晃君）

現場管理につきましては、通常、大きな工事になれば定例会議というものがございますので、週に1回、あるいは、週に2回、これは、これから本契約をした後に業者と話しながら決めていくわけですが、そういった中で市の職員もあと管理者、あとは支援業務の方も委託しますので、そういった者が現場の方を毎週なり2週間に1度、あるいは、何か突発的なことがあれば当然すぐに対応できるような体制でやっていきたいというふうに考えております。

○小高良則君

先日、ある学校には、電気業者であつたり架設業者であつたり、さまざまな業者の人がかなり大勢下見に来たという話をお伺いしたわけですが、現場の教職員、また、校長先生方と連絡を密にして、ぜひよりよいものを作っていただきたいと思います。工事期間が設定されているわけです。この工期というのはやっぱり、夏休み明けの学業にも影響するので、工事期間は守っていただきたい。その中で遅延した場合はどういうふうな形をとるのか、お伺いいたします。遅延を考えてはいけませんけどね。

○教育総務課長（川名弘晃君）

現在のところ、遅延ということは考えておりませんので、工期内に完成できるように努力してまいります。

○小高良則君

契約上は遅延した場合の文言はうたっていないのですか。

○教育総務課長（川名弘晃君）

遅延した、契約上はうたってあると記憶しておりますが、それは、その契約にのっとって対応してまいりたいと思います。

○小高良則君

いろいろ聞かせていただいてありがとうございました。ぜひともこの後、また、中学校の方の工事を進めるための作業等も残っていると思います。ぜひともよりよいものを作って、さらにまた中学校が利便性が向上するように頑張ってくださいと思います。

さらに、最後になりましたが、冒頭に市長がおっしゃっていたように、元監督の小出義雄さんが亡くなってしまったことは大変遺憾でございます。ご冥福をお祈りするところです。八街市におきましても、小出監督の名前をお借りしてマラソン大会を今、企画しているところでございます。その中でぜひこのまま継続して大会が盛会で終了できるように関係者にはご努力いただいて、市の発展、また、健康増進のためになるよう、小出監督の遺志を継いだ大会になればと祈念申し上げまして、私の質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（木村利晴君）

ほかに質疑はありますか。

○京増藤江君

それでは、議案第5号、第6号についてお伺いします。今、小高議員がいろいろと聞かれましたので、私は幾つかお聞きしたいと思います。

先ほど、各学校に現場責任者ということの質問がありました。それについては、支援業務にも委託をしているということもありましたけれど、この支援業務の委託と、また、市職員との関わりというのはどうなっているのか、お伺いします。

○教育総務課長（川名弘晃君）

この支援業務の職員と市の職員、これは、綿密に連絡を設計のときから毎日のようにやりとりをしておりますので、現場に入りましても、工事業者、あるいは、工事の監理委託業者、技術センターの技術者、あと、市の職員、4者が力を合わせて工期に間に合うように努力してまいりたいと思います。

○京増藤江君

市職員も毎日のように連絡を取っていくということなんですけれど、市の職員は何人ぐらいがこれに関わっていくのか、お伺いします。

○教育総務課長（川名弘晃君）

担当の職員は教育総務課の施設班になります。施設班は、班長を含め、現在のところ実際3名おります。課長の私がおりますので、総括監督員として私になりまして、直接の担当は施設班の中の3人のうち2人を担当させる予定でございます。

○京増藤江君

夏休み中が主な工事とは思いますが、教育委員会もかなり忙しいのではないかと思います。十分ここに携わることができる、そういうことですか。

○教育総務課長（川名弘晃君）

そのように考えております。

○京増藤江君

じゃあ、よろしく願いいたします。

それから、室外機についてなんですけれど、室外機の振動が教室に与える影響はどのように考えているのか、お伺いします。

○教育総務課長（川名弘晃君）

室外機の振動あるいは騒音につきましては、一応、川上小学校においてもそういった懸念がされましたので、そういった懸念される場所については、室内のカーテンで対応できる場所はしましたが、窓ガラスを防音式のサッシに変えるとかということも川上小学校では行いました。現場、学校ごとに違いますので、現場を見ながら、その都度それぞれについて対応してまいりたいというふうに思います。

○京増藤江君

じゃあ、川上小学校の場合は設置してからその振動の対策をした、それとも、設置する前にされたのか、その点についてお伺いします。

○教育総務課長（川名弘晃君）

実際に工事に入る前に、ここは、業者さんの方から、振動あるいは騒音が室内に入ってしまうだろうというような、かなり接近しているところでしたので、そちらの方を設置する前に対策を協議して実施したところです。

○京増藤江君

その点については、今回、この8校の中で248教室、そういうところで対策が必要な教室はどのくらいあるのか。

○教育総務課長（川名弘晃君）

現在のところ、まだ実際に業者の方と回っておりませんので、今後のそういうところについては注意して現場の方を回っていきたいと思います。

○京増藤江君

本当に学校生活に影響がないような、そういう対策をきちんととっていただきたいと思います。

それから、第5号、6号にも同様なんですけど、撤去工事とあるんですけど、この撤去工事の内容というか、どういうものを撤去するのか、お伺いします。

○教育次長（関 貴美代君）

撤去工事の内容につきましては、既存の古いエアコンを撤去します。また、FF暖房機、キュービクルを撤去します。

○京増藤江君

あと、議案第6号なんですけれど、電灯工事とありますが、これはどのような内容なのか、お伺いします。

○教育総務課長（川名弘晃君）

電灯工事については基本的にそれほど多くはないと思いますけれども、教室の電灯について、多分、電灯とか、あと、キュービクルの方のも電気、電灯はついていきますので、ちょっとそこから辺については調べさせていただければなと思うんですけれども。

○京増藤江君

調べるというのは、詳しくはまだわかっていないということですか。

○教育総務課長（川名弘晃君）

設計書の方に記載されておるんですけれども、設計書の隅々までちょっと把握ができていませんので、電灯工事の内容について、設計書の方で確認させていただきたいなというふうに思います。

○京増藤江君

わかりました。

以上で終わります。

○議長（木村利晴君）

ほかに質疑はございませんか。

○桜田秀雄君

まず、議案第4号についてお伺いをいたします。

先日、他の市町村にお伺いしましたら、こういう工事に際しては、よく増額契約、こういうことがよくあることだと、このようにお話をされておりました。ここにも書いてありますけれども、この審議の過程で、建物の景観について十分に配慮をしてほしい、このようなお話をさせていただきましたけれども、鉄骨部分、ある住民の方から、あまりにも露骨ではないかという、このようなお話を伺いました。今、例えば、むき出しのものがはやった時期もありますし、そういうものが好きな人もいます。やはり、逆に、全体にマッチした色、そういうことを求める住民もおられますけれども、市の方にはそういう問題で問い合わせ等はあったのでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

今、ご質問ございました鉄骨部分、これは、今、亜鉛の吹き付けをしてあります。なぜ亜鉛にしたかといいますと、例えば、建物と同じような形でペンキを塗ってしまいますと、いずれ剥げてしまう。剥げた場合については、また足場を組まなければいけないということで、維持管理が大変だということ。亜鉛については腐食しづらいということで、見ばえの問題はどうかと申しますとなかなか難しいところがありますが、私どもは一番経費的に考えたところであの色にしております。また、市民の方からの苦情等は一切ございません。

○桜田秀雄君

好き嫌いがありますので、これはやむを得ない。そういう判断であればやむを得ないのかなと私も考えております。

次に、議案第5号についてお伺いをいたします。

ある空調団体の代表の方が、仕事をいっぱいいただいて大変にありがたいと。しかし、限られた時間内に工事を終わらせることに大変に不安を持っていると。特に学校ですから、子どもたちの授業、あるいは、安全面、今も議論がありましたけれども、そうした問題。あるいは、今、国を挙げて労働者の働き方改革、これを推し進めている中で、夜間工事もやむを得ないのではないか、このように認識をしているという話がありましたけれども、夜間工事などは考えておられますか。

○教育総務課長（川名弘晃君）

現在のところ、夜間工事は考えておりません。

○桜田秀雄君

次に、入札についてお伺いをいたします。

今、入札について報告がありましたけれども、例えば、電気、5号の機械設備、これについて4社、八光電気さん、福井電機さん、芝工業さん、日本装芸さんの4社が入札に参加をされておりますけれども、各会社の入札額はわかりますか。

○教育総務課長（川名弘晃君）

機械設備の入札金額ということですが、芝工業さんが3億8千133万円、日本装芸さんが3億8千133万円、株式会社八光電気さんが3億3千480万円、福井電機さんが3億5千万円となっております。

○桜田秀雄君

続いて、電気設備に関連しますのでお伺いしますが、6号の電気設備工事これに関する入札額をお願いいたします。

○教育総務課長（川名弘晃君）

電気設備工事につきましては8社、最初に、工藤電機工業さんが1億8千351万円、平野電設さんが1億8千660万円、東照電気さんが1億9千万円、北総電機産業さんが1億4千283万円、八光電気工業さんが1億4千680万円、福井電機さんが1億5千万円、東邦建設さんが1億5千万円、セイコー電設さんが1億8千147万1千円となっております。

○桜田秀雄君

先ほど京増議員さんから話がありました電気設備の方なんですけど、工事の概要については受変設備工事、低圧幹線工事、電灯工事、動力工事、撤去工事等を含むとなっているそうです。この入札を見てこんなものかなと思う反面、今回は地元の八光電気さんが受注をされたと。金額を見ますと大変に努力をされた金額を出されているなど。これはいろいろ思いもあると思うんですね。やはり、地元の学校の空調設備であると、最大限努力をしたいと、そういう思いもあるだろうと大変感謝もするわけでございますけれども、大変無理をなさっているのかなという、逆に見ればそういうものがあります。工事を進めるにあたって、例えば、これは一括して8校ありますけれども、やっていくのか、あるいは、1校1校やってくのか、その辺についてはどのように考えていますか。

○教育総務課長（川名弘晃君）

これにつきましても、今回の議会で議決された後に八光電気工業さんと打ち合わせをしまして、八光電気さんだけではなくて下請会社さんも当然いると思いますので、そういった中で進め方を決めていきたいとは思いますが、こちらの方としては一斉に進めていただければなというふうには思っております。

○桜田秀雄君

先ほど、工事の進め方について、保護者等への説明も必要であると、このようなお話がありました。ぜひ今後、関係者と協議をし、その工事日程等が整いましたら、私たち議員に対しても日程表等を、具体的な内容を含めたものを提示していただきたいこのように思うんですが、いかがでしょうか。

○教育総務課長（川名弘晃君）

打ち合わせが終わりましたら工事日程表の方は配付したいと思います。

○桜田秀雄君

今回の空調設備の関係で、入札が大体79パーセント、70パーセント台ということで、約1億円相当が財政が浮くことになりましたけれども、さきの3月の議会の中で、公共施設等に関する基金が創設をされました。その中で、今年度の積み立ては、いわゆるこういう余剰金が出た場合に積み立てをしていくと、そのような内容になっておりますけれども、今回のこの1億円の中でどのぐらい基金の方に繰り込まれる予定があるのか、わかればお願いします。

○総務部参事（事）財政課長（會嶋禎人君）

この事業は繰越事業になっていきますので、今回、平成30年度の決算上での基金積立の額はございません。

○桜田秀雄君

ぜひ期間中に工事が完了するように、最大限のご努力と配慮をお願いして、終わります。

○議長（木村利晴君）

ほかに質疑はございませんか。

○丸山わき子君

それでは、議案第3号からお伺いいたします。

今回も軽減措置に関わる専決処分になったわけなんですけれども、今回の軽減措置により軽減判定所得の引き上げによる影響人数、また、世帯、軽減額はどのくらいになるのか、お伺いいたします。

○国保年金課長（吉田正明君）

今回の軽減判定所得の引き上げに伴いますその拡大の世帯数等々でございましてけれども、この平成31年3月31日現在の被保険者数を4月2日時点の所得情報により試算した結果で申し上げます。そうしますと、拡充をいたします5割軽減の対象者数につきましては39世帯66人、2割軽減対象者数につきましては22世帯64人、合計で61世帯130人となります。その拡充額につきましては総額で237万1千円でございます。

○丸山わき子君

こういった軽減措置がここ数年行われてきているわけなんです、これは何年から行われ、総額どのくらいになっているのか、その辺についてお伺いいたします。

○国保年金課長（吉田正明君）

この軽減判定所得に係ります基準額の改正につきましては、平成26年度から実施をされてきております。こうした中で、大変申し訳ございませんが、平成26年度の資料がちょっと残っておりませんので、平成27年度からの状況でその効果額の方を申し上げさせていただきますと、平成27年度における軽減拡充額につきましては685万9千925円、平成28年度の軽減拡充額が236万5千25円、平成29年度の軽減拡充額が212万5千800円、平成30年度の軽減拡充額が234万5千600円、そして、この平成31年度が、先ほど申し上げましたように237万1千円でございますので、5カ年分で合計をいたしますと、1千606万7千350円という試算でございます。

○丸山わき子君

こういった軽減措置が国の方でしているわけなんです、市民にとっては、国保税の負担感、これは、高過ぎて払い切れないというのは変わらないと。収納率の改善にも直接つながってはいないのだからというふうに思うわけであります。国保の広域化によって、今、全国に約8割の自治体は国保税を引き上げなければならない。八街市は若干軽減の方向のようでございますが、今後、八街市も、この広域化によりますと、医療費の関係では引き上げを検討せざるを得ないという状況になっているかと思えます。

そこで、市長にお伺いいたします。国保の広域化によって、これ以上、もう市民に負担増は強いるわけにはいかないと。全国知事会、全国市長会は国に対して1兆円を国庫補助しなさいと要求しているわけですね。この1兆円とは何かといいますと、国保税の成り立ちの中では、所得、それから均等割、平等割という、その内容で国保税を賦課しているわけですが、その平等割、均等割の部分、これをなくすには全国で1兆円というわけですね。ぜひともこの均等割、平等割をなくす、そういう取り組みを強化していただきたいなというふうに思うわけです。八街市も、所得400万円の4人家族では、もしこの均等割、平等割がなくなると、現在の35万6千800円から23万2千800円に下がる。それから、年金280万円の2人世帯では13万9千200円から6万1千200円、半額になる。半分になるわけですね。それと、所得300万円、自営業3人家族この世帯では35万3千500円から25万2千500円になると。かなりの負担軽減につながるわけですね。ぜひとも市民への負担軽減のために今、全国知事会、市長会が求めている1兆円のこの軽減に向けての取り組み、ぜひ市長に強く求めていただきたいと、このように思うわけですが、市長、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

実は、この件につきましては、各首長の願いはみんな同じでございます、今般も、国民健康保険制度、これは国保の安定的、並びに持続的運営ができるよう国保負担の割合の引き上

げ、あるいは国保財政基盤の拡充、強化を図って、国の責任と負担において実効ある措置を講じること。そして、特に、低所得者層に対する負担軽減策の拡充、強化、そして、低所得者を多く抱える保険者の支援を強化するということで、全国の首長さんが一致して国に求めております。こうしたことは引き続き粘り強く国に訴え続けます。

○丸山わき子君

国保の広域化で、国の方が、じゃあ広域化したから国がお金を出すというわけではないわけなんですね。これはもう、県と県民とそれぞれの自治体で頑張りなさいよということで、こんな無責任な社会保障制度はないと。そういう点ではぜひ、市長が言われたように、国に対して国庫負担を厳しく強く要求していただきたい、このことを申し上げたいと思います。

それから、議案第4号につきまして、これは、市役所第1庁舎耐震補強工事の変更契約についてお伺いするものであります。

今回、追加工事分の1千205万2千800円については、当初工事の落札率を乗じた生産額になっているのか、その辺についてはどのようになっていることなんでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

今回の増額につきましては当初の落札額に掛けております。

○丸山わき子君

こういった追加工事分について、契約の中にそういった当初の工事の落札率を乗じるという契約はされているのかどうか。その辺についてはいかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

契約約款の中に掲載されております。

○丸山わき子君

これは全国的にも今、問題になっていることで、実際には、今回のように、受注者の責任ではないわけですね。発注者側の方に工事をやっていく中でこういう問題がありますよ、だから追加工事が必要になりましたよということになるわけで、こういった追加工事分の費用そのまま発注者側から受注者に支払われなければならないのではないのかなというふうに思うわけなんですけれども、これは、公共工事品質確保促進法の中には発注者の責務ということで、業者さんに対して適正な利潤の確保をとというそういう内容のものの法律になっていると思うんですけれども、こういった点では、この促進法をもとに、契約面できちんと明文化していく必要があるのではないかなというふうに思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

今現在は、契約変更、または、例えば別発注、あと、付随の工事として発注するのか、それはその工事によってさまざまでございますが、一体としてみなされる工事につきましては設計変更をしております。これにつきましては、発注者側、市と受注者側の協議をさせていただきまして、今、議員さんが言われましたとおりでございますが、今、国交省の方でも出し

ておりますが、今の契約方法につきましては、大体発注額の3割程度までは変更契約をしております。これは、額がどこまでしていいのかという定めがございませんが、大体どこでも3割程度までは契約変更してもよろしいということになっておりまして、その中で発注者側と受注者側との協議をさせていただいているところでございますので、今言われたところにつきましては今後の検討課題なのかなというふうには考えております。

○丸山わき子君

今後、またいろいろとまた工事等があるかと思えます。ご検討いただきたいなというふうに思います。

それから、今回、本当に大変な工事、長期間にわたって行われたわけなんですけれども、これはどの程度の耐震補強が確保できたのか。その辺についてはいかがでしょうか。

○総務部参事（事）財政課長（會嶋禎人君）

これは、契約の段階から申し上げていますとおり一応、I s値で言いますと0.75を確保すると、最低でもそこを確保するというので設計を組み、最大限のことをさせていただいたところでございます。それで、実際、工事前の数値と、今回、設計上での工事後の数値では、全て0.75はクリアしていることになっております。このI s値の0.75ですけれども、通常で言えば、震度6から7程度であれば倒壊などをすることがないというような目安になってはおります。

○丸山わき子君

わかりました。

次に、議案第5号と第6号についてお伺いいたします。

これは、どちらも機械設備工事、電気設備工事、同じ会社なわけなんですけれども、工事等の発注にあたって、期間の短縮、あるいは施工管理の適正化及び需給機械の確保、こういった観点から、分割発注は検討されたのか。先ほどもありましたけれども、そういった観点からの分割発注は検討されたのかどうかという点でお伺いしたいと思えます。

○教育総務課長（川名弘晃君）

先ほども申しましたけれども、分割発注をするというよりも、一括発注をして機器の調達しやすいような状況の方が有利であろうというふうに考えておりましたので、検討の方はさせていただいた中でのこういう形態になりました。

○丸山わき子君

管工事の中小企業、業者への受注の確保に関する法律というのものもあるわけです。そういう中で、管工事発注については国の施策に準ずるよということ、そういった指導もあろうかと思うんですけれども、やはり、地元業者へのどれだけ多く地元の業者さんに仕事を確保してもらおうのか、こういった観点が必要ではないかなというふうに思うわけなんです。やはり、そういった点では、ちょっと地元業者さん1社に偏ってしまっているという点では、いかなものかなというふうに思うわけで、やはり、今後も、中学校があるわけですから、そういった点では、地元業者さんに対する配慮も一定枠は設けていくべきではないかな

というふうに思います。確かに、担当課としてみれば、機器が一手に入らない、あるいは安く入るといった、そういうコスト面の計算もあろうかと思うんですけども、実際では、地元業者さんをお願いした場合はどんなふうになるのか、そういったシミュレーションも描きつつ、再度そういった点での地元業者さん確保への、いかに多くの方に入っていただくかという点でも検討いただきたいというふうに思います。

それから、機械設備工事では、調査基準価格を下回った業者さん8社中6社になっているわけですね。低入札調査がされたと思うわけですけども、その判断基準とクリア数値というのはどんなふうであったのか、お伺いしたいと思います。

○教育総務課長（川名弘晃君）

低入札調査に入りまして、こちらの方は必要書類の提出、なぜこの低価格で工事ができるのかというような理由書の判定をしまして、資格委員会を通してこの業者、八光電気工業さんに決定させていただいたところでございます。

○議長（木村利晴君）

質疑中ではございますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前11時09分）

（再開 午前11時19分）

○議長（木村利晴君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

會嶋総務部参事から発言を求められておりますので、これを許します。

○総務部参事（事）財政課長（會嶋禎人君）

先ほど来の小学校の空調設備の設置の工事2本に関しまして、少し整理をさせていただきたいと思います。すみません。実際に、まず、電気の方の工事なんですけれども、先ほど8社応札があったということで、金額等は先ほど申し上げたとおりでございます。それで、最低価格を入れていた業者が北総電機産業という会社なんですけれども、こちらは、やはり調査基準価格というのを下回っておりまして、その結果、実際の調査基準価格というのを概ね90パーセント程度に据えてあります。それは予定価格の90パーセント程度ですね。それで、その部分と、さらに、価格による失格基準というのがありまして、これも概ね70パーセント程度を設定しています。それで、実際のところ、今回契約を受けた八光電気さんもそうなんですけども、90パーセントを当初は下回っていますので、これは調査をする方に入るということで、一旦失格にはなるんですが、ただ、その後の調査によりまして、直接工事費、共通架設費、現場管理費、一般管理費、4項目それぞれを全部調査をかけた結果、それが最低基準を下回っていない場合は合格、合格というか契約しても大丈夫であろうということになります。それで、電気設備のところの、先ほどの北総電機産業さんについては、90パーセントは下回っていて、その後の4項目の中で1つが失格ということになりましたので、最低の価格ではあるものの、この1社はそもそも失格ということになりまして、その次に入れた札の方ということで、八光電気工業さんが調査の対象になりまして、それに対応とすれば

大丈夫だということになります。ですから、一応の目安は予定価格の90パーセントと70パーセントというところで判断を、これは概ねです。概ねそこで判断をしております。

○丸山わき子君

では、何とかこれで対応していけるという保証があるということで確認いたしました。

それでは、いま1つお伺いしたいのは、この夏が終わるまでにエアコンを設置するという工事が始まろうとしているわけなんですけれども、この夏にはエアコンは間に合わないということで、これは特に教育長に私はお伺いしたいんですが、昨年は大変な猛暑であったということで、やはりエアコンが使えない。一生懸命設置していただいているんだけど、使えないわけですから、これは熱中症等の問題を考えなければならないのではないかと。そういった点では、夏休みを延長するというような対策も必要ではないかなというふうに思うわけなんですけど、熱中症のリスクを減らすという対策として検討すべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

今、議員の方からご指摘がありました熱中症予防というのは、やはり、教育委員会といたしましても一番危惧しているところでございます。今回、エアコン空調設備を設置するようにしていただけるわけですが、この夏にはまず間に合わないのかなというふうに思っております。来年度以降は、またそれは状況が変わってくるとは思います。本年度は昨年度、非常に猛暑でしたのでその経験を活かしながら、さまざまな部分で子どもたちの健康状況を把握し、維持していきたいなと思っております。夏休みの期間をちょっといじるというお話でしたが、それも視野に入れながら今のところ検討はしておりますけれども、今現在では通常どおりの夏休みの期間でいこうとは考えておりますが、今後、検討はしていくつもりではございます。校長会等々、さまざまなご意見を頂戴しながら考えていきたいなと思っております。

○丸山わき子君

一日も早く利用したいというふうには思うんですけれども、やはり、千葉市等は夏休みを4日間増やすと。46日間とすると。そのかわり、冬休み等を若干減らすというようなことで調整をしているようなんですけれども、やはり、そういった取り組みもこの暑さ、本当に命にかかわるような危険な暑さになっておりますので、ぜひ教育委員会の方では柔軟な対応、対策をとっていただきたい、このことを申し上げまして、私の質問は終わりにいたします。

○教育総務課長（川名弘晃君）

先ほどの京増議員さんの質問の電灯工事についての内容についてなんですけれども、電灯工事という名称にはなっておりますが、先ほど照明を付けるみたいな答弁をいたしましたけど、照明器具の取り付けというような工事ではなく、そちらの件については取り下げさせていただきます。実際のこの電灯工事の内容ですが、これは、室内の配線、配管工事、電気工事的には電灯工事の分類に入りますので、室内の校舎内の電線化の設置工事というふうになります。

○議長（木村利晴君）

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村利晴君)

質疑がなければ、これで議案第1号から議案第6号に対しての質疑を終了します。

これから討論を行います。

最初に、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて(八街市税条例の一部改正)について、討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村利晴君)

討論がなければ、これで議案第1号の討論を終了します。

次に、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて(八街市都市計画税条例の一部改正)について、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村利晴君)

討論がなければ、これで議案第2号の討論を終了します。

次に、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて(八街市国民健康保険税条例の一部改正)について、討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村利晴君)

討論がなければ、これで議案第3号の討論を終了します。

次に、議案第4号、専決処分の承認を求めることについて(八街市役所第1庁舎耐震補強等工事の変更契約の締結)について、討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村利晴君)

討論がなければ、これで議案第4号の討論を終了します。

次に、議案第5号、八街市立小学校空調設備設置に伴う機械設備工事の請負契約の締結について、討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村利晴君)

討論がなければ、これで議案第5号の討論を終了します。

次に、議案第6号、八街市立小学校空調設備設置に伴う電気設備工事の請負契約の締結について、討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村利晴君)

討論がなければ、これで議案第6号の討論を終了します。

これから採決を行います。

最初に、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（八街市税条例の一部改正）を採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第1号は承認されました。

次に、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（八街市都市計画税条例の一部改正）を採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第2号は承認されました。

次に、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて（八街市国民健康保険税条例の一部改正）を採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第3号は承認されました。

次に、議案第4号、専決処分の承認を求めることについて（八街市役所第1庁舎耐震補強等工事の変更契約の締結について）を採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第4号は承認されました。

次に、議案第5号、八街市立小学校空調設備設置に伴う機械設備工事の請負契約の締結についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、八街市立小学校空調設備設置に伴う電気設備工事の請負契約の締結についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。平成31年第1回八街市議会臨時会を閉会します。

議員の皆様に申し上げます。午後1時30分から勉強会を開催しますので、議員控室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時30分)

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 議案の上程

議案第1号から議案第6号

提案理由の説明

質疑、委員会付託省略、討論、採決

.....

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（八街市税条例の一部改正）

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（八街市都市計画税条例の一部改正）

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（八街市国民健康保険税条例の一部改正）

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（八街市役所第1庁舎耐震補強等工事の変更
契約の締結について）

議案第5号 八街市立小学校空調設備設置に伴う機械設備工事の請負契約の締結について

議案第6号 八街市立小学校空調設備設置に伴う電気設備工事の請負契約の締結について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 木 村 利 晴

八街市議会議員 小 澤 孝 延

八街市議会議員 角 麻 子